

添付法令資料 3 :

スマート・ビルディング (BGC) に関する2023年11月3日付インドネシア共和国  
公共事業及び国民住宅大臣規則No.10 (目次)

同月 6 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 BGC の技術基準
  - 第 1 節 通則 (第 3 条)
  - 第 2 節 BGC の原則 (第 4 条)
  - 第 3 節 BGC の要素 (第 5 条)
  - 第 4 節 BGC のパラメータ (第 6 条及び第 7 条)
- 第 3 章 BGC の実施
  - 第 1 節 通則 (第 8 条及び第 9 条)
  - 第 2 節 BGC の実施の段階 (第 10 条)
    - 第 1 款 企画段階 (第 11 条及び第 12 条)
    - 第 2 款 技術計画段階 (第 13 条)
    - 第 3 款 建設実施段階 (第 14 条)
    - 第 4 款 利用段階 (第 15 条)
    - 第 5 款 解体段階 (第 16 条)
- 第 4 章 BGC の審査 (第 17 条ないし第 27 条)
- 第 5 章 BGC の認証
  - 第 1 節 通則 (第 28 条)
  - 第 2 節 BGC の認証プロセス (第 29 条ないし第 33 条)
  - 第 3 節 不服申立て (第 34 条ないし第 36 条)
- 第 6 章 BGC の資金調達 (第 37 条)
- 第 7 章 BGC の指導
  - 第 1 節 通則 (第 38 条ないし第 41 条)
  - 第 2 節 BGC の指導の実施 (第 42 条)
- 第 8 章 BGC のインセンティブ及び行政処分 (第 43 条及び第 44 条)
- 第 9 章 終則 (第 45 条)